

2010年 春 どうそ 満
議員活動報告



発行責任者 道祖 満
飯塚市鯉田2525-44
TEL 25-3280-22-9329

つくります!
newしいづがライフ

飯塚市議会議員 どうそ 道祖 満

e-mail : m.douso@fmwu.or.jp

きのふ
木々の心花ちかからし昨日けふ

世はうすぐもり春雨のふる

(永福門院)

皆様お元気でお過ごしですか。

例年よりも少し早いようですが3月14日に福岡の桜の開花が報道されていました。

遠賀川の菜の花や、道路沿いの桜の花を目にすると何か気持ちが華やかになります。

この議員活動報告が皆様のお手元に届く頃は、目に優しい葉桜になっていると思いますが、新緑の清々しい情景が目浮かびます。

さて、飯塚市議会では、2月22日から3月23日まで3月定例会が開催されました。今回の定例会で提案された飯塚市一般会計予算を初め各特別会計予算は、4月18日(日)に飯塚市長選挙が行われるため、新市長が提案する政策的な予算を含まない骨格的な予算が提案され審議されました。

教育委員会に対して、一般質問等を通じて会議録の公開を再三求めて参りましたが、4月の会議から議事録が、ホームページに掲載されることになりました。



(江口 徹さんと、市政について意見交換を行いました。)

平成22年3月定例市議会報告

平成22年3月定例市議会が2月22日から3月23日まで開催されました。

今回の定例市議会では、昨年の12月定例市議会から継続審議となっていました「市立関の山いこいの森を廃止する条例」、「市立穂波郷土資料館を廃止して収蔵庫にする条例」についてが、賛成多数で可決され、「市立颯田図書館を廃止して図書室とする条例」については賛成少数で否決されました。

今回の定例市議会には、「平成21年度飯塚市一般会計補正予算」等の3補正予算の審議、「飯塚市文化会館の管理の特例を定める条例の一部を改正する条例」、専決処分の承認「訴えの提起（学校給食費請求事件）」18件等と、「平成22年度飯塚市一般会計予算」を初め各特別・事業会計予算18件、「飯塚市暴力団排除条例」、「飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」、その他報告5件について審議が行われました。

◎「飯塚市文化会館の管理の特例を定める条例の一部を改正する条例」

飯塚市文化会館（コスモス・コモン）の管理を指定管理者によらず、市の直営で2年間運営を行うという議案で、この間に文化振興事業団の体質改善に努めるとのことでした。

◎専決処分の承認「訴えの提起（学校給食費請求事件）」18件

給食を受けた児童等の保護者が、給食費を滞納し、催告にもかかわらず納入せず、協議にも応じないため、滞納給食費の支払いを求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申し立てを行ったが、相手方が督促異議の申し立てを行ったので、民事訴訟法の規定により訴訟手続きに移行したものです。（18件の滞納金額合計は、370万1091円となっています。）

◎「飯塚市暴力団排除条例」について

この条例の理念は、「暴力団の排除は、市民等が、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団員との交際を厳に慎むとともに、暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない、暴力団を恐れないという基本的な事項を遵守することを基本として、市及び市民等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。」と定め、市の役割、市民の役割を明らかにして、暴力団の排除に関する施策等を定め、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展を目的として制定されました。

◎「飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」

飯塚市立病院（旧労災病院）の現行診療科目の、内科・外科・整形外科・小児科・脳神経外科・泌尿器科・眼科・耳鼻いんこう科・放射線科・麻酔科・神経内科・リハ

ピリテーション科に、4月1日より皮膚科を加え、診療を行うものです。

◎「平成22年度飯塚市一般会計予算」

平成22年度の一般会計予算の総額は、前年度の540億500万円に対して、540億9500万円と9千万円増加しています。

西 日 本 新 聞		2010年(平成22年)2月17日 水曜日	
<p>飯塚市は16日、総額約540億9500万円の2010年度一般会計当初予算案を発表した。4月に市長選を控えていることから、経常的経費や義務的経費が中心の骨格予算だが、子ども手当負担金などで予算額は前年度当初比0.2%増加した。22日開会の3月定例会市議会に提案する。</p> <p>歳入では、景気低迷による所得減の影響などで、市税が約12.8億5700万円(1.4%減)。市債発行額は約38億9千万円となった。歳出では、行財政改革</p>	<p>飯塚市が540億円の当初予算案を発表</p> <p>3月定例会市議会に提案</p>	<p>に伴う職員数の減少で人件費を約79億8100万円(0.3%減)に抑えた。しかし生活保護世帯の増加などで、扶助費が総額約191億5800万円(17.9%増)となり歳出の35.4%を占めた。</p> <p>また、同市議会議会運営委員会は同日、3月定例会を、2月22日から3月23日までの30日間と申し合わせた。執行部は同一一般会計当初予算案や市暴力団排除条例案、市文化施設「コスモス・モンの市直営を2年間延長する条例改正案など52議案を提案する。</p> <p>代表、一般質問は3月5、8、9、11日を予定。</p>	

「平成22年度飯塚市一般会計予算」は、4月に市長選挙が行われるため、政策的な経費等の予算計上を避け、人件費等の義務的経費等の必要最小限の経費を計上する骨格的予算であるべきですが、「颯田小中学校建設工事地盤調査委託料」「颯田小中学校建設工事設計委託料」など颯田小中学校建設に関する経費が計上されています。

また、その他にも「颯田公民館新築工事地盤調査委託料」「颯田公民館新築工事設計委託料」「颯田児童センター新築工事地盤調査委託料」及び「颯田児童センター新築工事設計委託料」が計上されています。

これらは、政策的な経費であると考えます。

しかも、その前提となる颯田小中学校建設に係る基本設計は未だ完了しておらず、その成果は、市民の皆さん、議会に示されていません。

合併後の小中一貫校として注目される新しい学校の、その基本的な姿が市民の皆さん、議会に示されないまま、時間が無いことを理由として予算計上、執行が行われることは本来ならば容認すべきものでありませんが、(予算特別委員会の質疑の中で行政の怠慢であるとの指摘もされていました。)校舎の老朽化に伴う耐震強度の問題など児童・生徒の安全な学校生活に支障を来す課題がありますので致し方ない部分もあることも承知致しますので、市に対して、これらの予算執行については、颯田小中学校に関する市の方針、及び、颯田小中学校の基本設計の成果を広く市民の皆さんに、また、議会に示した後に適切に行う様に指摘して賛成致しました。

「街づくり」に関して一般質問を行いました。

◎「大学の活用」

わたしは、大学を活用した街づくりに取り組むべきだと思っていますが、具体的に今後飯塚市が取り組むべきことは、第1次飯塚市総合計画基本計画にあります「多様な交流によるまちづくりの推進」のなかで示されている目標達成指標の拡充であると考えます。

現在、留学生等の住宅整備が16戸されていますが、世界不況の影響を受けやはり留学生の皆さんの生活環境は厳しいものがあるようです。現状を調査して、飯塚市の将来のまちづくりを考えたとき、大きな視点でこの留学生の数を増やす目標を立て施策の行うことが必要であると考えます。

また、市はまちづくりの中での2の大学の位置づけを再認識するとともに大学の置かれている社会状況に目を向け、対応策を早急に検討するべきだと考えています。

昨年5月1日時点で、飯塚市内の大学2校、短期大学1校の学生数(4212人)・教員数(235人)・職員数(185人)の合計4632人となっていますが、この中で飯塚市に居住している数は2606人となっています。

国からの地方交付税は、年間に市内居住一人当たり約8万円となっていますので、大学があることによって、約2億円の地方交付税が市の財政に入ってきていることとなりますが、市が大学関係に使う金額は約2千万円程度です。

人口の少子高齢化の影響は都市部の大学に学生が集中する傾向が出てきて居るとの報告書も国が示していますので、これまで以上の、大学に対する支援策を産学官で協議を行い実施していく必要があることを指摘しました。

◎「まちづくり協議会」

地方分権一括法が2000年4月から施行されて10年間になりますが、この法律により、各自治体の業務はどのような変化が出てきているのか。

この地方分権一括法の施行に合わせて全国の自治体では、「まちづくり基本条例」「自治基本条例」等が制定されていますが、この状況について市はどのように考えられているのか。

現在、飯塚市では、市民と行政との協働のまちづくり推進を目的とした「まちづくり協議会」を平成22年度に発足させようとしています。そのため平成21年度には準備会を市内12地区で作られておられるようですが、各地区の対応の足並みは揃っているのか。

また、地区の特徴を活かしながら共通のまちづくりのルールはどうなっているのか。平成22年度に「まちづくり協議会」を発足させるならば、その設置目的、運営方

法、協議方法などを定めたものが必要となって来ると考えますが、準備会等に示しているのか。

市が考えている「まちづくり協議会」と、「まちづくり基本条例」「自治基本条例」などを制定する場合、これとの関係はどの様になると考えているのか。

これに対しての市の答弁は、次の通りでした。

地方分権一括法により、機関委任事務の廃止、国の地方への統制関与の見直し、国と地方の分担役割の明確化、地方への権限移譲、自治体組織の必置規制の見直しなど、地方の自主性、自立性の拡大を目指した大規模な改革が行われている。

地方公共団体の「自己決定、自己責任」の原則を確立することであり、地方分権を更に進めて、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」への転換が求められている。

「まちづくり基本条例」、「自治基本条例」等の分権型の条例については、幅広い意味での「まちづくり」をどの様に築き、進めていくか、住民と行政の共通ルール、約束を地方自治体の法規である条例で定めるもので、今後、市民との協働を進めていくうえで重要な条例と認識している。(総合政策課長)

「まちづくり協議会」は、市内12地区で既に2個所で設立されている。設立に向けた準備会が3個所開催された。その他は準備会の話合いや研修会が実施されている。

運営については、住民自治が大切で、行政が干渉することは望ましくなく、慎重に助言と支援を行う必要がある。

「まちづくり基本条例」、「自治基本条例」は、「まちづくり協議会」が設立され、地域コミュニティ活動を推進していくことを支えるものであると認識している。(市民活動推進課長)

(後日、既に「まちづくり協議会」が設立されている2個所につき運営規約等が定められているのか確認したところ、1個所については定められているが、これまで市の職員が運営に携わってきたので規約の改定が必要であり、1個所については運営規約は無く、これから協議の上規約を制定する必要がある。とのことでした。)

◎「小中学校再編」

まちづくりを行っていく上で、小学校、中学校の存在が欠かせないといわれているが、小中学校再編整備等に関するアンケート調査に関連して、2月1日から「小中学校再編整備等に関するアンケート調査」を行い始め、結果公表は5月1日に行う予定だが、この再編整備案の提案はどの様な形で何時行われるのか。と質しました。

これに対しての市の答弁は、次の通りでした。

小中学校の再編整備については、教育委員会素案について5月下旬頃から全体の説明会と校区単位の説明会を開催し、意見を参考にして教育委員会の案を決定し、この

案を基に市としての「公共施設等のあり方に関する第二次実施計画」素案を策定し、市内部の検討委員会、行財政改革推進委員会で協議を行い実施計画案を策定し、市議会の調査特別委員会で審議し、最終的な計画決定を行うことになる。(行財政改革推進主幹) 教育委員会の案が決定し、2ヶ月程度で第2次実施計画案を策定し、その後、パブリックコメントに約1ヶ月程度、市内部の協議に2、3ヶ月程度、調査特別委員会の審議が数ヶ月必要になってくる。(行財政改革推進主幹)

行財政改革の一貫として公共施設の在り方を見直していますが、小中学校再編整備計画が確定しないことで、小中学校を地域のコミュニティの核として位置づけた場合、市が取組む「まちづくり協議会」の発足にも影響が出る可能性が大きく、また、市が現在取り組んでいる行財政改革に影響が生じるのは、昨年11月までに提案する第2次実施計画が約1年間も遅れる可能性があることを考えれば当然だと思います。

昨年の12月定例市議会の一般質問の際、市長は11月に提案するはずであった「公共施設等のあり方に関する第2次計画」を、教育委員会に広く意見を聞く事を理由に先送りをさせる提案を行ったと答弁を行いました。

市の財政が厳しい状況を背景に、行財政改革に取り組むことを決め、その実施計画の日時を決め市民に示した責任者は市長です。

しかし、市民に何の説明もなく先送りをし、その結果、小中学校再編全体の計画が約1年間遅れることを容認したのも市長となります。

文部科学省の教育委員会制度の説明では、地域住民の意向の反映が掲げられていますので、行財政改革に小中学校の再編を含んだ時点で広く市民の意見を聞くのは当然であり、するべき事をせず、そのことを理由に先送りをする行政運営には疑問が生じます。

「地域主権推進会議」へ市の要望伝達

平成21年9月より民主党を中心とする連立政権が発足致しましたが、このことにより国に対する要望については、これまで各中央省庁がある東京に市長を初め市職員が陳情という形で出向いていましたが、これを廃止して政党が各都道府県で受ける形に変更されました。民主党では、福岡県連に「地域主権推進会議」を設け、ここで県下の各自治体の国に対する要望事項を受理し、検討を行い、民主党本部に揚げ、党本部から国に要望する仕組みとしています。(飯塚市では、4人の市議会議員が民主党に所属していますので、この4人が要望内容を確認して、地元選出の国会議員と県議員に内容を説明し、県の地域主権推進会議に要望するシステムになっています。)

平成22年になりまして、次の内容について飯塚市から国への要望として、「地域主権推進会議」に伝達いたしました。

- ◎一般国道の整備を推進し、物流の効率化や中心市街地の活性化、活力ある地域作り、安心して豊かな生活環境実現等を図るため要望する、「筑豊横断道路建設について（一般国道201号バイパス）」、「一般国道200号建設促進について」、「一般国道211号整備促進について」
- ◎企業経営努力により水道料金を抑制している水道事業者に対しての財政支援措置を要望する、「上水道事業の推進について」
従来の国庫補助金が社会資本整備総合交付金となるが、下水道事業は公営企業会計であるので交付金を一般会計と分離して交付と、事業推進のため事務費の復活を要望する「下水道事業の推進について」
- ◎福岡県が飯塚圏域（飯塚市・嘉麻市・桂川町）で実施する「福岡県重症心身障害児（者）通園事業（B型）」の新規採択及び予算措置についてと、当事業の特定非営利活動法人（NPO）への委託の許諾について要望する、「障がい児（者）療育事業の基盤整備について」
また、福岡県の「重症心身障害児（者）通園事業実施要項」では、実施施設は社会法人が設置する施設と限定されており、飯塚圏域で実施予定の「福岡県重症心身障害児（者）通園事業（B型）」では、特定非営利活動法人（NPO）が運営主体として予定されているため、国の実施要綱では社会法人等と定めているので、福岡県の実施要項の見直しを合わせて要望致しました。

福岡県民社協会解散大会に出席

福岡県民社協会の解散大会が、2月24日福岡市で行われました。

この団体は、民社党が解散した後に設けられた団体で、民社党に所属した各級議員や、民社党を支持した人たちが構成されていました。民主党を中心とする連立政権が誕生し多くの旧民社党所属の各級議員が民主党に所属することになり今回解散することになりました。解散大会には、旧民社党に参加していた多くの人たちが集まり、旧交をあたためました。

左から
北山田川市議
一人おいて
北橋北九州市長
一人おいて
道祖 満本人



津田やたろう参議院議員を講師に勉強会

平成22年2月12日に、大阪市で開催されたJAM議員団会議主催の勉強会で「津田やたろう参議院議員」が講師で、ものづくりの観点から講演を受けました。

「製造業は、ごまかしが効かない、いい加減なものを作れば必ずボロが出る、だから中小企業の製造に携わる経営者、現場で働いている人たちは、必死になって品質の向上に一丸となって努力している。しかし、国内のものづくりの力が少し弱まっている。技術の継承に不安がある。良いものを作るには、良質の雇用を作る必要がある。ものづくりの雇用環境の改善が必要と考えている。景気が厳しい中で良質の働き手を企業が解雇すると、景気が快復したときに競争力がなく対応が出来なくなるため、雇用調整助成金適用条件の拡充・見直し等を行ってきた。今後も製造業に携わる多くの人たちの意見を聞きながら、雇用を守る政策を国に働き掛けていく。」とのことでした。



「自治基本条例」を考える議員の会報告

「自治基本条例」を考える議員の会（議員33人中24人結成）は、昨年4月から「自治基本条例」について勉強会を毎月おこなってきましたが、約1年間の勉強の報告会を兼ねて、公開の勉強会を昨年4月に引続き立岩公民館で開催致しました。

地方分権一括法の施行から10年が経過して、地方自治の在り方が大きく変わってきています。各地方自治体の行政運営は、国からの委任事務が自己決定、自己責任で行う自治事務に変わってきており、そのためには、基本的なルールを定める必要が求められています。飯塚市では、市議会の解散が住民投票で3年前に行われましたが、このことは市民の行政への説明責任の要求、行政参画の表れであると思います。

このことを受けて、今後、市議会は、行政は、市民は、どうあるべきなのか、それぞれの役割と責務を明確にして住民自治を進めていく必要があるのだと、この1年間の勉強会を通じて改めて思いました。（4月以降も、勉強会は継続する予定です。）